

給付金額の考え方

1 給付金額の考え方

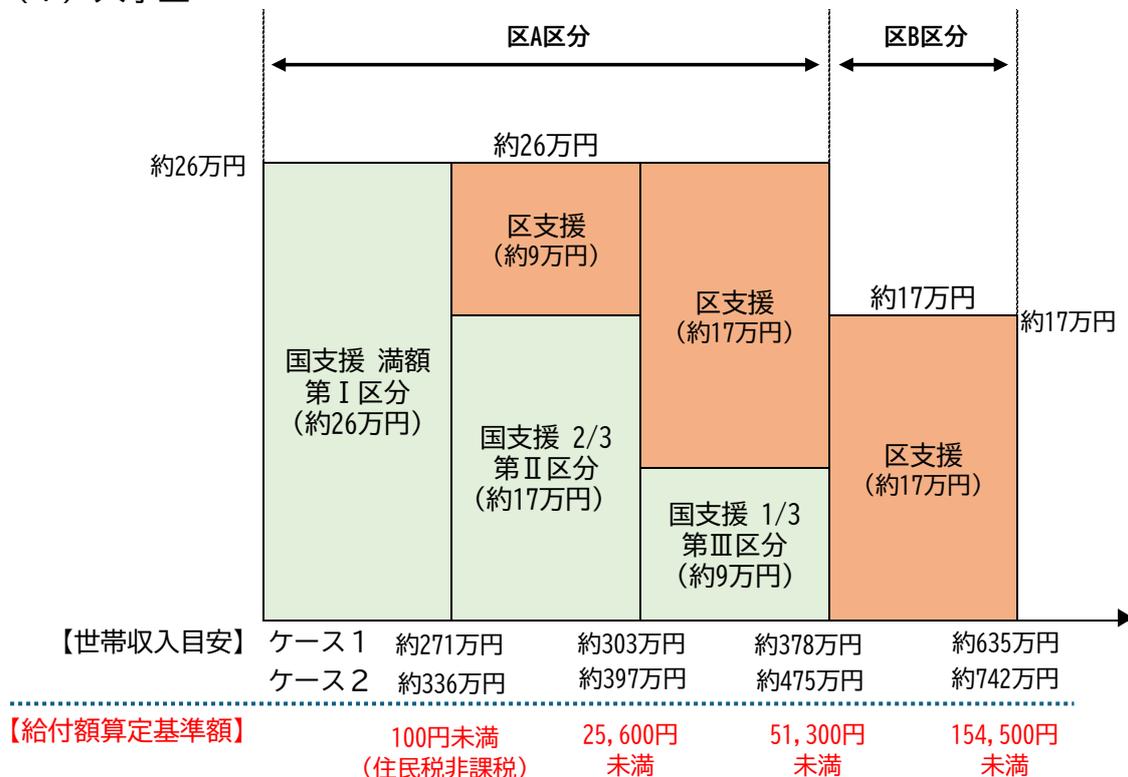
- ・ 入学金及び授業料等に対する奨学金を給付する。
- ・ 原則として、国制度の対象となる人は、国制度に申し込むことを条件とする。
- ・ 学校種別（国公立、大学・短期大学、夜間制など）、通学形態（自宅通学、自宅外通学）ごとに金額を設定する。
- ・ 区独自の段階区分として、A・B区分の2区分を設定し、それぞれ給付上限額を定める。
- ・ A区分は、国制度の支援の満額と同額を上限とし、満額の給付を受けることができる所得層を広げる。
- ・ B区分は、中間所得層の世帯を対象とし、A区分の2/3の金額を上限に支援を行う。
- ・ 区が給付する金額は、区の支給上限額から、国制度により給付される金額を差し引いたものとする。ただし、B区分については、国支給額を区支給上限額から差し引かない（多子世帯支援を除く）。
- ・ A区分の区の支給上限額と、申込者の学費（授業料や施設整備費等）を比較し、差額が生じる場合には、学費の差に着目した支援として上限額を上乗せする。（上限20万円）

2 モデルケース

国制度を参考に、世帯構成や収入を仮定した上で、給付型奨学金のモデルケースを以下のとおり示す。なお、あくまでも金額は目安であり、実際の収入基準（給付額算定基準額）は、収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成や障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合が存在する。（参考資料：独立行政法人日本学生支援機構「給付型奨学金案内」）

	ケース1	ケース2
世帯構成	中野区内に在住の家族4人の世帯（申込者、親①、親②、中学生）	
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等） 親②：無収入	申込者：無収入 親①、親②：ともに給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者は高校卒業後、私立大学に進学し、自宅から通学する ・ 進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする 	
その他	申込者は国制度の給付型奨学金に申し込むものとする	

(1) 入学金



(2) 授業料等に対する奨学金

